

申請者	ご意見	回答案
Aさん	1. パブリックコメント周知の欠如と子どもの意見表明権の無視 ◆本計画に関するパブリックコメントは広報誌やLINEなどで周知されておらず、住民の多くがその存在を知らない状況にある。また、子ども向けのパブリックコメントが用意されておらず、子どもの声を政策に反映しようという姿勢が見られない。こども基本法第8条は、地方公共団体に対し、子どもが意見を表明し、それを施策に反映させる仕組みを構築する義務を課しているが、本計画はこれに明確に違反している。 ◆子ども会議やアドボケイト、子どもオンブズマンといった仕組みを設け、子どもの声を行政に反映させる取り組みが不可欠であるが、計画には一切含まれていない。このような状況では、子ども基本法や子どもの権利条例に基づいた計画とは到底言えない。	パブリックコメントの周知について、今回は町HPのみでの周知となってしまったため、今後パブリックコメントを募集する際にはいただいた御意見を参考に、HP以外での周知も行いたいと考えております。 こどもの意見の反映についてですが、本計画「第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画」は「市町村こども計画」ではなく、子ども・子育て支援法を含めた子ども・子育て関連3法に基づき、地域の実情に応じて市町村が定める法定計画です。 「市町村子ども・子育て支援事業計画」は5年を一期間として策定するものであり、地域の状況や人口推計を基に「子どものための教育・保育給付」（幼稚園・保育施設の給付）と、国が定めた「地域子ども・子育て支援事業」の19事業の量の見込や確保方策（量の確保の内容・実施時期）を中心に記載するものです。 本計画の策定にあたっては、滑川町在住の小学校修了前児童が所属するすべての世帯に、保護者及び児童を対象としたアンケートを送付して調査を行い、それらを基に提供体制等を勘案しております。 「市町村こども計画」は、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱、そして都道府県こども計画を勘案し策定することが努力義務となっているため、本町においては、埼玉県の子ども計画である「埼玉県こども・若者計画（仮）（令和7年度から令和11年度）」に基づき、次年度の令和7年度に「滑川町のこども計画（令和8年度から令和11年度）」を策定予定です。その際にはこどもからの意見聴取・反映についても予定しております。
Aさん	2. ふれあい弁当に関する課題 「ふれあい弁当」は「子どもと親の健康に関する取り組み」として位置づけられているが、保護者の就労との整合性や負担感が十分に検証されていない。 特に、働く保護者が多い現代において、この取り組みが食育的な意味合いを超えて、実際に子育て支援の妨げになっていないか、再評価が求められる。	ふれあい弁当の実施については、教育委員会事務局所管の事業であり、本計画の中で継続の可否を定めるものではないため、今回いただいた御意見を所管課にお伝えします。
Aさん	3. 子育てを支援する生活環境整備の不備 ◆公園は「子どもの居場所」という視点の欠如 公園整備には、こども家庭庁の子ども計画で定義される居場所との関連性を考慮すべきだが、その視点が欠けている。プレーパークや児童館のニーズ調査が実施されておらず、公園整備が優先されている点は実態を反映していない。埼玉県の計画では居場所の重要性が指摘されており、ワークショップやインタビュー形式の質的調査を踏まえた具体的な取り組みが滑川町にも求められる。 ◆公園にトイレがない現状は、子どもが長時間安心して過ごせる環境を提供していないことを示しており、基本的な整備すら不十分である。 ◆放課後児童クラブや子どもの居場所をすべての子どもが利用できるものにするため、より良い整備を目指す必要がある。南あわじ市の取り組みは、地域の特性を活かした放課後支援や居場所づくりの好例であり、参考にすべきである（参考: https://npoafterschool.org/archives/blog/2022/10/37628/）。	本計画は、子ども・子育て支援法に規定された期間5年間の法定計画として策定しており、地域の状況や人口推計を基に「子どものための教育・保育給付」と、国が定めた「地域子ども・子育て支援事業」の19事業の量の見込や確保方策（量の確保の内容・実施時期）を中心に記載するものです。 埼玉県の子ども計画を勘案した市町村こども計画の策定については、本町ではR7年度を予定しています。 公園・居場所等の整備につきましては貴重な御意見として承り、参考にいたします。
Aさん	4. 学校教育に関する内容の欠如 計画全体において学校教育の記載が著しく不足している。子どもは多くの時間を学校で過ごすのであり、子ども計画であれば、その計画を盛り込む必要がある。以下の点が特に問題である。 ◆不登校児童・生徒への支援が不足している。不登校児童への支援策が具体的に記載されておらず、現実に即した対応が求められる。 ◆新しい学習観が反映されていない。例えば、OECDラーニングコンパス2030などの国際的な学習観が参考にされている形跡がない。このようなものを参考にすれば、こどものWell-beingに言及しないわけにいかず、こども計画としては非常に価値あるものになると思うが、現在の計画にはそのような視点が抜けていることで、全国的に見ても取り残されるような感覚を覚える。 ◆学校教育全体における連携や支援が欠如している。学校は子どもの成長を支える中心的な場であるが、計画ではその重要性が十分に反映されていない。	本計画は、子ども・子育て支援法に規定された期間5年間の法定計画として策定しており、地域の状況や人口推計を基に「子どものための教育・保育給付」（幼稚園・保育施設の給付）と、国が定めた「地域子ども・子育て支援事業」の19事業の量の見込や確保方策（量の確保の内容・実施時期）を中心に記載するものです。 学校公育に関する計画につきましては「滑川町教育振興基本計画」で策定しておりますので、そちらをご参照ください。 こども大綱並びに県の子ども計画を勘案した市町村こども計画の策定については、本町ではR7年度を予定しています。

申請者	ご意見	回答案
Aさん	5. 子どもの居場所ネットワークや施設建設への言及の欠如 滑川町では既に「子どもの居場所ネットワーク」が形成され、新たな子どもの居場所が建設中であるが、本計画にはこれらへの言及が全くない。町の取り組みを計画に反映させないのは重大な問題である。	「滑川町こどもの居場所ネットワーク」は町も協働で進めてきた事業であり、p.62「（15）児童育成支援拠点事業」及びp.68「30 こども・若者の居場所づくり事業」、p.82「83 こども食堂の充実」等に事業内容が記載されております。
Aさん	6. 現状分析と施策のつながりが曖昧 「本町の状況」という章では国や埼玉県の手データが多く含まれている一方、滑川町固有の課題や特徴が十分に示されていない。国や埼玉県の手データが掲載されている項目に関しては、国や埼玉県の手データであってもそれを町としはどのように受け止め現状分析をしたのかを明記すべきであり、施策にどう反映されているのかが不明瞭である。	統計やアンケートから読み取れる主な課題については、p.35「8 本町の現状からみる課題」に記載しています。
Aさん	7. 長期的な視点の欠如 計画は短期的な施策に偏重しており、少子化や人口減少を見据えた持続可能な取り組みが不足している。町全体で将来を見据えた計画づくりが必要である。 本計画は、子ども基本法および子どもの権利条例に基づく子どもの権利保障が十分になされていない。また、パブリックコメント実施に関する広報が全くなされていないということについて、他のパブリックコメントどう扱いの差があるのか明確にしたい。 パブリックコメントの周知を徹底するとともに、期間の延長を強く求める。 計画全体を根本的に見直し、子どもの意見表明権を保障し、地域の実情に即した施策を具体的に示すことを強く要望する。	前項のとおり、本計画「第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画」は長期的な視点で策定する計画ではなく、5年を一期間として策定する法定計画であり、地域の状況や人口推計を基に「子どものための教育・保育給付」（幼稚園・保育施設の給付）と、国が定めた「地域子ども・子育て支援事業」の19事業の量の見込や確保方策（量の確保の内容・実施時期）を中心に記載するものです。 こども大綱並びに県の手子ども計画を勘案したこども計画の策定については、本町ではR7年度を予定しています。 こども計画策定の際には、ご指摘のこどもの居場所やこどもの意見表明、教育など、こども施策に関する基本的な方針や重要事項、必要な事項を踏まえ、アンケートの実施やこども達とかかわりの深い委員や公募委員から成る「滑川町子ども・子育て会議」にて現場感のある意見をいただきながら進める予定です。 パブリックコメントにつきましても御意見を参考に、HP以外でも周知を行いたいと考えております。
Bさん	いつも町の行政にご尽力くださっている職員の方に感謝いたします。 今回、第3期子ども・子育て支援事業計画についてのパブリックコメントが募集されていることを知ったのが数日前でした。 ぎりぎりになってしまいました手、大切なことなので目を通そうと資料をあけたら88ページもあり、時間的に無理だと思い断念しました。 町公式のLINEを登録していますが、こちらの情報はなかったと思います。 広報を確かめましたが、掲載されていないようです。 これまでパブリックコメントを募集する際は、掲載されていたと記憶しています。 今回周知されなかったのは、なぜでしょうか？ 周知されていないパブリックコメントは、ないと同じではないでしょうか？ 子どもファーストを目指す町であれば、滑川町で生まれ育つ子どもの未来を思う住民、そして、子ども基本法に準拠し、ステークホルダーである子どもの意見を積極的に聞く姿勢があつてしかるべきだと思ひます。	パブリックコメントの周知について、今回は町HPのみでの周知となつてしまい、大変申し訳ありませんでした。今後はいただいた御意見を参考に、HP以外でも周知を行いたいと考えております。 本計画の策定にあたっては、滑川町在住の小学校修了前の児童が属するすべての世帯に、保護者及び児童を対象としたアンケートを送付し、アンケート調査を行っております。また、第6次総合振興計画策定の際の青少年アンケート（R6年実施）や中学生によるワークショップでの意見も参考にしております。 こどもの意見の聴取・計画への反映につきましては、こども大綱並びに県の手子ども計画を勘案した市町村こども計画の策定時に行う予定です。本町ではR7年度の策定を予定しております。